

枝幸町強靱化計画

令和2年3月
枝幸町

【目 次】

第1章	はじめに	
1	計画の策定趣旨	2
2	枝幸町強靱化計画の策定趣旨	2
3	計画の位置付け	3
第2章	枝幸町強靱化の基本的考え方	
1	枝幸町強靱化の目標	4
2	本計画の対象とするリスク	5
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	8
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	9
3	評価の実施手順	10
4	評価結果	10
第4章	枝幸町強靱化のための施策プログラムの策定等	
1	施策プログラム策定の考え方	30
2	施策推進の指標となる目標値の設定	30
3	施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）	30
4	推進事業の設定	31
	【枝幸町強靱化のための施策プログラム一覧】	32
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	50
2	計画の推進方法	50

第1章 はじめに

1 策定の背景

国では、平成23年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する社会経済システムの脆弱さが明らかとなった教訓を活かし、近い将来に発生が懸念されている南海トラフ地震、首都直下地震、火山噴火など大規模自然災害等に備え、災害により致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築を推進するため、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行した。

さらに、平成26年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、いかなる災害が発生しようとも、災害に負けることのない強靱な国づくりを進めている。

これを受けて、北海道においても、地震や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を平成27年3月に策定し、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みを順次整備している。

2 枝幸町強靱化計画の策定趣旨

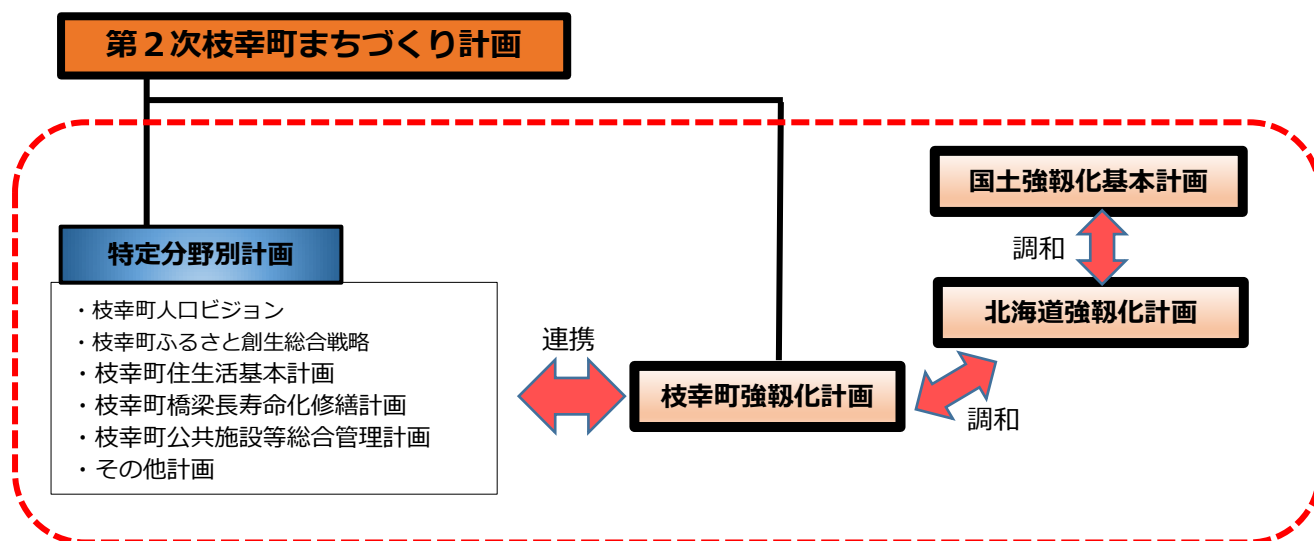
本町においては、過去に建築物倒壊等の被害が発生したような大地震の記録は無く、比較的地震の少ないまちではあるものの、台風などによる豪雨災害のほか、冬型の気圧配置による大雪等の大規模自然災害により、住宅被害や停電、ホワイトアウトによる交通障害といった町民の生命・生活に関わる重大な被害を経験してきた。

また、少子高齢化の進行による人口減少社会の到来、社会資本の老朽化など、地域を取り巻く様々な課題を抱えており、将来的に、これら課題の影響による「地域防災力の低下」は避けられない事態と捉えている。

以上のことから、本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、今後想定される大規模自然災害から町民の生命と財産を守ることはもとより、本町の持続的な成長と地方創生の促進を図り、災害に負けない強さとしなやかさを兼ね備えた地域を確立していくため、「枝幸町強靱化計画」を策定し、国、北海道、民間事業者、町民等と連携・協力しながら、「災害が少ないから」安心なまちから、「災害が発生しても」強くて安心なまちを目指していくものである。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、第2次枝幸町まちづくり計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



第2章 枝幸町強靱化の基本的考え方

1 枝幸町強靱化の目標

枝幸町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を図ろうとする取り組みである。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

本町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、北海道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、枝幸町強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、次の3つを本町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

枝幸町強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から町民の生命・財産と枝幸町社会経済システムを守る
- (2) 枝幸町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (3) 枝幸町の持続的成長を促進する

2 本計画の対象とするリスク

枝幸町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（１）に掲げる「町民の生命・財産と枝幸町の社会経済システムを守る」という観点から、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（２）に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

2-1 枝幸町における主な自然災害リスク

(1) 豪雨災害

平成18年10月、発達した低気圧が台風16・17号の影響により発達しながら釧路の南海上に停滞し、全道的に大荒れの天候となり、住宅の一部損壊、農業施設被害、道路の路面洗掘や法面崩壊、漁具被害が発生。さらに平成28年8月に、台風7号の接近に伴い、大気の状態が非常に不安定となり、局地的に非常に激しい雨が降り、1時間の降水量が39ミリと短時間に集中的な雨が降り、道路冠水や河川の水位が急激に上昇した。

(2) 暴風雪災害

平成24年12月7日、前線を伴った低気圧が宗谷海峡付近を通過し、その後、強い冬型の気圧配置により猛吹雪となったことで、停電や国道の通行止めが発生した。

また、平成26年12月16日には、低気圧が発達しながら南東へ進み強い冬型の気圧配置となり、16日夜遅くから18日未明まで猛吹雪となったことで、停電や通行止め、高潮による漁業被害が発生した。

2-2 想定しなければならない大規模災害

(1) 地震災害

(枝幸地域における活断層)

町域に影響を及ぼすと考えられる活断層は、サロベツ断層帯と問寒別断層帯である。

サロベツ断層帯は、最新活動時期を特定できないため、将来における地震発生の可能性について十分な検討ができない段階にあり、国においても過去の活動履歴に結びつく資料の蓄積に努めているところである。

また、問寒別活断層の評価はなされていないため不明である。

その他、北海道地域防災計画において、網走沖・紋別沖に海底活断層があり、本町に被害を及ぼす可能性がある地震として想定されているところである。

(地震被害の想定)

枝幸町地域防災計画「地震・津波被害想定」では、以下のとおり活断層が伏在している可能性があるサロベツ断層帯を震源として想定を行っている。

○被害想定 of 震源と想定する断層

想定する震源断層	名称	サロベツ断層帯
地震の規模想定		M=7.6

以上のことから、今後も大規模な地震が発生する可能性は、比較的少ないと推察されているが、サロベツ断層帯、問寒別断層帯において活断層の伏在が認められるため、十分な防災対策について検討していく必要がある。

(2) 津波災害

(北海道における津波災害想定)

北海道は、1993年の北海道南西沖地震や2003年の十勝沖地震をはじめ、津波による多くの犠牲者と甚大な被害を被っていることから、津波発生時における住民の避難対策と、北海道沿岸地域に影響を及ぼす海域の地震による津波に対する対策の強化を図るため、想定される最大地震津波に対応した詳細な津波浸水予測及び被害について想定・見直しを行っているところである。

(枝幸町における津波災害想定)

枝幸町地域防災計画「地震・津波被害想定」では、本町に影響を及ぼすとされる紋別沖、網走沖での地震発生について、複数のケースから津波の影響開始時間、到達時間、最大遡上高について想定を行っている。

そのうち、特に影響が大きいものについて、以下のとおり示す。

		オホーツク枝幸北漁港 (目梨泊地区)	オホーツク枝幸北漁港 (問牧地区)	枝幸港	オホーツク枝幸漁港 (岡島地区)	オホーツク枝幸漁港 (徳志別地区)	オホーツク枝幸漁港 (山臼地区)	オホーツク枝幸漁港 (乙忠部地区)	風烈布	オホーツク枝幸漁港 (音標地区)
網走沖	影響開始時間(分)	63	61	60	57	57	56	54	53	51
	第1波到達時間(分)	69	67	65	63	62	61	60	58	57
	最大遡上高(m)	6.1	7.2	7.3	8.1	6.3	6.3	5.4	5.2	5.0
紋別沖	影響開始時間(分)	34	33	32	31	30	30	29	28	28
	第1波到達時間(分)	44	44	42	43	43	41	37	40	38
	最大遡上高(m)	7.7	7.4	7.0	8.2	6.6	6.6	6.7	7.0	6.7

上記の結果を比較すると、第1波到達時間については紋別沖で地震が発生した場合の方が早く影響を与えると想定され、最大遡上高についても紋別沖で地震が発生した場合の方が、大きな影響を与えると想定される。

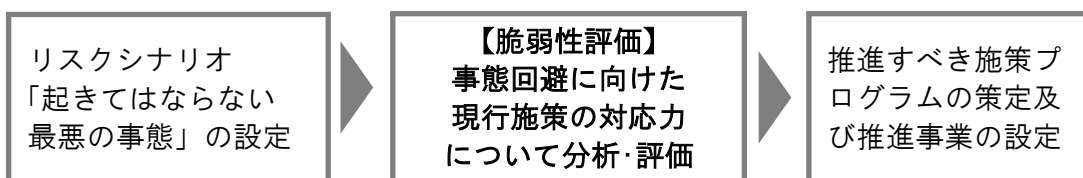
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本町としても、本計画に掲げる枝幸町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた本町の対応力についても、併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など本町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと20の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 20の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 エネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下
6	二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

3 評価の実施手順

前項で定めた20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

評価結果は次のとおり。

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(住宅、建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化については、耐震改修促進法の改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。
- 小中学校、社会福祉施設、児童施設などの不特定多数が集まる施設の耐震化について推進するとともに、災害時の避難場所や救護用施設として利用されることを踏まえ、耐震化の一層の促進を図る必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公営住宅、小中学校、医療施設、上下水道施設等、公共建築物の老朽化対策について、計画的な維持管理を行い、保守・更新等の必要な取り組みを進める必要がある。

(避難場所の指定・整備)

- 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の指定数を維持する必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や各地区コミュニティセンター等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路について、市街地における沿道建築物の耐震化を含め、計画的な整備を推進すると共に、都市部と連結する緊急輸送道路である「高規格幹線道路」の整備についても、着実な推進に向けて要請していく必要がある。

【指標（現状値）】

- ・住宅耐震化率（H30 時点：71.1%）
- ・小中学校耐震化率（H30 時点：87.8%）
- ・緊急指定避難場所及び指定避難所指定数（H30 時点：76 箇所）

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

(警戒避難体制の整備等)

- 北海道が実施する基礎調査等の結果に基づき、土砂災害を未然に防止するため、「地すべり危険区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」、「土石流危険渓流」等、危険箇所の基礎調査を進め、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域の指定を推進する必要がある。
- 基礎調査等の結果に基づき、ハザードマップを作成し、広報紙やホームページ等により周知及びハザードマップに基づく防災訓練等を実施する必要がある。

(砂防設備等の整備、老朽化対策)

- 適正に管理された森林と土砂災害対策施設等による安全安心な地域環境の整備を行い、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等、森林の多面的機能を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 土砂災害警戒区域等指定状況（H30 時点：未指定）
- ・ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害編）（策定済）
- ・ 土砂災害ハザードマップ作成（H30 時点：未策定）

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【評価結果】

(津波避難体制の整備)

- 「津波ハザードマップ」について、引き続き地域住民への周知・啓発を図るとともに、国や北海道による新たな津波浸水想定の設定がなされた場合には、適宜ハザードマップの見直しを行う必要がある。
- 津波災害に対し、町民の安全を確保するため、津波による浸水の程度や避難に関する情報を事前に住民等に提供し、災害発生時の避難や日頃からの備えの強化を促すことを目的に策定した「津波避難計画」の周知を促進するとともに、避難誘導に必要な標識や表示板の設置について、整備を促進する必要がある。

(海岸保全施設等の整備)

- 高波、高潮及び津波による災害予防施設としての機能を有する防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設が計画的に整備されるよう、要請していく必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 津波ハザードマップ（防災マップ）の作成（策定済）
- ・ 津波避難計画の作成（策定済）

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

(洪水ハザードマップの作成)

- 洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図の見直しに伴い、洪水ハザードマップの適時見直し及びハザードマップに基づく防災訓練等の実施を促進する必要がある。

(河川改修等の治水対策)

- 道、町のそれぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤の整備などの治水対策を効果的に推進する必要がある。
- 樋門等の河川管理施設について、必要な治水機能を確保するため、施設の改良整備や老朽化施設の補修・更新を行うとともに、施設の維持管理を適切に実施する必要がある。
- 町内各河川の危険箇所の改修、中小河川、農業用排水路、海岸線など、水害危険箇所の整備を推進するほか、枝幸町地域防災計画に基づく重要水防区域については、消防団員等と連携しながら、警戒巡視等を行うとともに、情報の一元化、集約化の体制を構築する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・洪水ハザードマップの作成（策定済）

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(暴風雪時における道路管理体制)

- 雪害対策は人的被害防止を最優先し、様々な機会に町民の防災意識の高揚を図るとともに、道路管理者はそれぞれの管理路線において積雪・寒冷対策を推進し、災害の軽減を図る必要がある。
- 暴風雪時における、人的被害やスタック車両等を未然に防ぐため、災害対策基本法及び道路法による通行止めを早期に行うとともに、住民周知の強化を図る必要がある。

(除雪体制の確保)

- 異常降雪時において、交通量等を検討し、主要幹線から順次除排雪を実施していくため、積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の計画的・適切な更新とオペレーターの確保に努め、道路の除雪体制の強化に向けた取り組みを進める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 除排雪機械保有台数（H30 時点：27 台）
- ・ 除排雪機械オペレーター数（H30 時点：45 名）

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

(冬季を含めた帰宅困難者対策)

- 積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策として、積雪期における避難場所、指定避難所及び避難路の確保とその周知・啓発を図り、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取り組みを進める必要がある。

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 冬季の災害発生時は、避難所における暖房等の需要に対応していくため、電源を要しない暖房器具や燃料のほか、厳冬期を想定した資機材の備蓄に努める必要がある。
- 電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める必要がある。

【指標（現状値）】

・ 緊急指定避難場所及び指定避難所指定数（H30 時点：76 箇所）※再掲

1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

(関係機関の情報共有化)

- 災害が発生した場合、迅速かつ的確に避難させ救護するため、北海道や他の市町村、防災関係機関等との情報交換、情報伝達体制について整備を進める必要がある。
- 被災状況や避難に関する情報について、報道関係機関への情報提供をはじめ、音声告知端末、緊急速報メール等、様々な広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報活動を実施するため、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。

(住民等への伝達体制の強化)

- 住民に対し自主放送と音声告知端末を活用し、災害情報の伝達に努めるとともに、避難、被害状況の早期把握、気象情報などの収集により、的確な情報提供ができる体制の強化を図る必要がある。

(観光客、高齢者等の要配慮者対策)

- 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、ホテルなどの観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向けた取り組みをしていく必要がある。

- 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英語表記やピクトグラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化を促進する必要がある。
- 要介護者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者の名簿の作成、避難誘導・支援に関する具体的な計画策定など、所要の対策を推進する必要がある。

(地域防災活動、防災教育の推進)

- 町及び消防組合等の防災業務に従事する職員に対し、災害時における的確な判断力を養い、各機関が行う防災活動を円滑に進めるため、防災教育の普及徹底を図る必要がある。
- 町内各所に自主防災組織の結成を促進するとともに、地域防災に関する実践活動のリーダーの養成を通じて、地域防災力の強化に向けた取り組みを図る必要がある。
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 自主防災組織数（9 地区）
- ・ 自主防災組織人口カバー率（H30 時点：12.5%）
- ・ 自主防災組織による防災訓練実施回数（H30：年 2 回）
- ・ 町内小中学校の防災訓練実施延べ回数（H30：年 21 回）

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【評価結果】

(物資供給等に係る連携体制の整備)

- 枝幸町地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、町、民間企業・団体等との間で連携協定を締結しているが、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する必要がある。
- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政とボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進する必要がある。
- 安全で円滑な物資の供給を促進するため、道路交通ネットワーク、港湾機能の維持・継続を図る必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 食料、水、毛布などの避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難の長期化に備え、地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、近隣町村と連携しながら物資等の円滑な配備体制を整備する必要がある。
- 支援制度の活用などを通じ、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取り組みを促進する必要がある。
- 家庭や企業等においては、冬期間の対応なども想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するとともに、日頃からお薬手帳や薬の管理を意識し、避難する際は持参するよう広報紙等による啓発活動を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 水道事業災害時相互応援協定件数（H30 時点：1 件）
- ・ 枝幸町地域防災計画に基づく食料、飲料水の備蓄状況（H30 時点：70%）

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 災害時における応急対策が円滑かつ効果的に実施できるよう、各防災関係機関と緊密に連携しながら、総合訓練及び個別訓練を引き続き実施する必要がある。
- 消防職員等の災害対応力向上のために、災害対策に係る講習や医療に関する研修を実施し、総合的な人材育成の取り組みを進める必要がある。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・充実に向け、北海道や他市町村などと連携し自衛隊体制の維持・拡充を図る必要がある。

(災害活動等に不可欠な災害用資機材の整備)

- 災害対応能力の強化に向け、消防機関における災害用資機材等を計画的に更新・配備する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 一般家庭における住宅用火災警報器設置率（H30 時点：92.1%）
- ・ 防災訓練実施回数（H30：未実施）

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

(被災時の医療支援体制の強化)

- 災害の規模等に応じた適切な医療救護活動を実施するため、医師会、歯科医師団に対し派遣要請を行うとともに、災害急性期は北海道に対して、災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣を要請する等、災害時支援体制の強化を推進する必要がある。
- 病院施設や付随する医療機械の整備、医師をはじめとした医療従事者の確保並びに災害医療研修の充実に努め、災害時の対応力向上を図る必要がある。

(災害時における福祉的支援)

- 日頃から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿を作成する他、定期的に更新を行うとともに、名簿情報の適切な管理に努める必要がある。
- 消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関のほか、日頃から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と連携し、要配慮者に関する情報の共有を図るとともに、被災時における避難活動支援等の体制整備を推進する必要がある。

(防疫対策)

- 災害時における感染症の発生や拡大を防止するため消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、日頃より定期的な予防接種や保健相談ができる体制を図り、避難所における衛生管理など、災害時の防疫対策に取り組む必要がある。

【指標 (現状値)】

- ・ 町民の特定健診受診率 (H30 : 32.9%)
- ・ 健康相談・保健指導件数 (H30 : 830 件)
- ・ 予防接種率 (麻疹・風疹) (H30 : 1 期 100% 2 期 100%)

(3) 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

(災害対策本部機能等の強化)

- 災害時の拠点となる庁舎等の高い安全性の確保と災害本部としての機能強化を図るため、耐震化・老朽化対策のほか、情報通信設備や自家発電装置など、主要な機能の充実を図る必要がある。
- 災害対策本部の機能強化に向け、枝幸町地域防災計画の見直しや本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を図る必要がある。

(行政の業務継続体制の整備)

- 災害発生時に行政サービス機能の低下を招かないよう必要最小限の人員を配置するなど、災害時における行政業務の継続体制を確保する必要がある。
- 行政情報システム機能の維持・継続を図るため、情報システムの機能維持のための取り組みを図る必要がある

(広域応援・受援体制の整備)

- 町内外の大規模災害における広域的な支援体制の強化に向け、応援協定の枠組みに沿って、町外自治体との広域応援・受援体制の更なる構築を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 役場本庁舎の耐震化率（R1～R2：耐震化工事の実施）

(4) ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

【評価結果】

(石油燃料供給の確保)

- 宗谷地方石油業協同組合枝幸支部並びに歌登支部及び北海道エルピーガス災害対策協議会と締結している協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料及びL P ガスが安定的に確保されるよう、協定者間による情報共有など連携強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 燃料供給に係る協定件数（H30 時点：2 件）

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

(食料生産基盤の整備)

- 大規模災害により、農畜産物や水産物の生産体制に多大な影響を及ぼさないよう、耐震化や津波対策、老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設、漁港・港湾施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。
- 現在、農水産業は、大変厳しい経営環境の中、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、農水産業の持続的な発展につながる取り組みを効果的に推進する必要がある。

(食料品の販路拡大)

- 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、日頃から一定の生産量を確保していくことが必要であることから、高付加価値化及びブランド化の推進などによる販路拡大など、生産、加工、流通が一体となった取り組みを推進する必要がある。

(生鮮食料品の供給体制の確保)

- 災害時における生鮮食料品の安定供給体制を確保するため、鮮度維持に向けた漁港・港湾機能の強化はもとより、販路促進やブランド化の推進による流通対策の強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 生乳生産量 (H30 : 56, 290 t)
- ・ 漁獲高 (H30 : 46, 947 t)
- ・ 農産物販売額 (H30 : 6, 532 百万円)
- ・ 水産物販売額 (H30 : 21, 377 百万円)

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

(水道施設等の防災対策)

- 災害時においても給水機能を確保するため、浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策等、計画的な整備を促進する必要がある。また、更新期を迎える施設については、今後の需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進する必要がある。

(下水道施設等の防災対策)

- 災害時においても公衆衛生環境を確保するため、計画的な施設の耐震化を進める必要がある。
- 下水道施設の老朽化による事故の発生や機能停止等を未然に防止するため、定期的に点検・調査を行い、老朽化対策を計画的に進める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 上水道普及率 (H30 時点：100%)
- ・ 合併浄化槽普及率 (H30 時点：59.7%)

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

(高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備)

- 大災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、オホーツク沿岸を結ぶ国道238号線など広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、主要幹線道路と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備のほか、地域間を連結する高規格幹線道路や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要がある。
- 国道・道道との連携や機能分担、町内地域間の連携強化等に配慮し、将来の財政的負担を踏まえ、町道の整備を計画的・効率的に進める必要がある。

(道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策)

- 橋梁等道路施設の点検体制を継続し、施設等の現況の把握に努めるとともに、異常が発見され災害が発生する恐れがある場合は、道路利用者に対し情報を迅速に提供するための体制整備を図る必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。
- 農林業利用を目的に整備された農林道及び橋梁については、農山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、各施設の点検・診断を引き続き推進するとともに、点検結果に基づく機能保全対策を適切に推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 橋梁の予防保全率 (H30 時点：94.9%)
- ・ 町道橋梁の点検率 (H30 時点：100%、1 巡目終了)
- ・ 道路橋の長寿命化計画策定状況 (H24 策定済、R1：見直し済)
- ・ 林道橋梁の予防保全率 (H30 時点：100%)
- ・ 林道橋梁の点検率 (R1 時点：100%、1 巡目終了)

(5) 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

(企業における業務継続体制の強化)

- 大規模災害時において、町内企業の事業の停止による町民の生活への影響を避けるため、関係機関との連携により、町内企業等における事業推進体制の継続及び中小企業等が実施する事前防災・減災のための取り組みに対する支援を検討していく必要がある。

(被災企業等への金融支援)

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るため、国や北海道が実施している金融支援について普及・啓発を推進するとともに、災害時における被災企業への支援策の確保に努める必要がある。

【指標（現状値）】

5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

【評価結果】

(港湾の機能強化)

- 港湾は、災害時において経済活動の継続を確保するための物流拠点として、更に緊急物資や人員などの輸送拠点として重要な役割を担うためには、船舶の大型化など物流の変化に対応した港湾整備など、港湾の機能強化を推進する必要がある。
- 港湾の老朽化対策は、国の事業を活用しながら計画的に実施しているが、今後、老朽ストックが更に増えてくることなども想定されることから、一層の計画的整備の促進する必要がある。

(陸路における流通拠点の機能強化)

- 災害時においても陸路における円滑な物資輸送を図るため、流通拠点の機能強化や耐震化等を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 国直轄港湾整備事業（事業期間 H9～R9） 進捗率（H30 時点：53%）

(6) 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【評価結果】

(森林の整備・保全)

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める必要がある。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

・森林整備【植栽・下刈・間伐】事業量	植栽	148ha (H30)
	下刈	594ha (H30)
	間伐	573ha (H30)
・担い手への農地集積率		88.4% (H30)

(7) 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

(災害廃棄物処理計画の策定)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、被災側と支援側の両面から広域的な視点に立った災害廃棄物の処理に関する体制を整備する必要があり、迅速な処理体制を構築するため「災害廃棄物処理計画」の策定を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 災害廃棄物処理計画の作成（R1 策定予定）

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【評価結果】

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 大規模災害の発生により、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図るため、建設協会との協定に基づく対策を継続する必要がある。

(建設業の担い手確保)

- 減少する建設業就業者及び技能労働者について、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策を早急に取り組む必要がある。

(技術職員による応援体制)

- 北海道内の被災市町村からの土木技術職員の応援要請に対応するため、応援の仕組みの整備や情報伝達に関する訓練など行い、応援体制の強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 応急対策等防災協力に関する協定件数（H30 時点：1 件）

第4章 枝幸町強靱化のための施策プログラムの策定等

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における強靱化施策の取組方針を示す「枝幸町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、枝幸町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、20の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や北海道が推進主体となる施策も数多くあることから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

本町の総合計画である『第2次枝幸町まちづくり計画』で掲げる「安心して快適に暮らせるまち」という基本目標の実現を図るとともに、本町の強靱化を国や北海道の強靱化へとつなげるため、『第2次枝幸町まちづくり計画』の方向に沿った取組みや、「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、31の重点化すべき施策項目を設定した。

4 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、本町が主体となって実施する事業を設定し、別表に整理する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

【枝幸町強靱化のための施策プログラム一覧】

- ・ 脆弱性評価において設定した20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載
- ・ 重点化すべき施策項目については、各施策項目の末尾に「重点」と記載
- ・ 施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化) 重点

- 住宅・建築物等の耐震化については、耐震改修促進法の改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る。
- 小中学校、社会福祉施設、児童施設などの不特定多数が集まる施設の耐震化について推進するとともに、災害時の避難場所や救護用施設として利用されることを踏まえ、耐震化を促進する。

(建築物等の老朽化対策) 重点

- 公営住宅、小中学校、医療施設、上下水道施設等、公共建築物の老朽化対策については、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。

(避難場所等の指定・整備) 重点

- 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の指定数を維持する。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や各地区コミセン等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。

(緊急輸送道路等の整備) 重点

- 救急救援活動等に必要となる緊急輸送道路について、市街地における沿道建築物の耐震化を含め、計画的な整備を推進すると共に、都市部と連結する緊急輸送道路である「高規格幹線道路」の整備についても、着実な推進に向けて要請していく。

指 標	現 状	目 標
小中学校耐震化率	87.8%	令和3年度末100%
緊急指定避難場所指定数	43箇所	必要に応じ整備
指定避難所指定数	33箇所	必要に応じ整備

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備) **重点**

- 北海道が実施する基礎調査等の結果に基づき、土砂災害を未然に防止するため、「地すべり危険区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」、「土石流危険係留」等、危険個所の基礎調査を進め、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域の指定を推進する。
- 基礎調査等の結果に基づき、適時ハザードマップを作成し、広報紙やホームページ等により周知及びハザードマップに基づく防災訓練等の実施を促進する。

(砂防設備等の整備) **重点**

- 適正に管理された森林と土砂災害対策施設等による安全安心な地域環境の整備を行い、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等、森林の多面的機能を促進する。

指 標	現 状	目 標
土砂災害警戒区域等指定状況	未指定	指定 (R5)
避難勧告等の判断・伝達マニュアル (土砂災害編)	策定済	現状維持
土砂災害ハザードマップ作成	未策定	策定 (R5)

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波避難体制の整備) **重点**

- 「津波ハザードマップ」について、引き続き地域住民への周知・啓発を図るとともに、国や北海道による新たな津波浸水想定の設定がなされた場合には、適宜ハザードマップの見直しを行う。
- 津波災害に対し、町民の安全を確保するため、津波による浸水の程度や避難に関する情報を住民に提供し、災害発生時の避難や日頃からの備えの強化を促すことを目的に策定した「津波避難計画」の周知を促進するとともに、避難誘導に必要な標識や表示板の設置について、整備を促進する。

(海岸保全施設等の整備) **重点**

- 高波、高潮及び津波による災害予防施設としての機能を有する防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設が計画的に整備されるよう要請していく。

指 標	現 状	目 標
津波ハザードマップ（防災マップ）の作成	策定済	現状維持
津波避難計画の作成	策定済	現状維持

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水ハザードマップの作成) **重点**

- 洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図の見直しに伴い、洪水ハザードマップの適時見直し及びハザードマップに基づく防災訓練等の実施を促進する。

(河川改修等の治水対策) **重点**

- 道、町のそれぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤の整備などの治水対策を効果的に推進する。
- 樋門等の河川管理施設について、必要な治水機能を確保するため、施設の改良整備や老朽化施設の補修・更新を行うとともに、施設の維持管理を適切に実施する。
- 町内各河川の危険箇所の改修、中小河川、農業用排水路、海岸線など、水害危険箇所の整備を推進するほか、枝幸町地域防災計画に基づく重要水防区域については、消防団と連携しながら、警戒巡視等を行うとともに、情報の一元化、集約化の体制を構築する。

指 標	現 状	目 標
洪水ハザードマップの作成	策定済	現状維持

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制の強化) **重点**

- 雪害対策は人的被害防止を最優先し、様々な機会に町民の防災意識の高揚を図るとともに、道路管理者はそれぞれの管理道路において積雪・寒冷対策を促進し、災害の軽減に努める。
- 暴風雪時における人的被害やスタック車両等を未然に防ぐため、災害対策基本法及び道路法による通行止めを早期に行うとともに、住民周知の強化を図る。

(除雪体制の確保) **重点**

- 異常降雪時において、交通量等を検討し、主要幹線から順次除排雪を実施していくため、積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の計画的・適切な更新とオペレーターの確保に努め、道路の除雪体制の強化に向けた取り組みを進める。

指 標	現 状	目 標
除排雪機械保有台数	H30：27台	現状維持
除排雪機械オペレーター数	H30：45名	現状維持

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策として、積雪期における避難場所、指定避難所及び避難路の確保とその周知・啓発を図り、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取り組みを進める。

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策) **重点**

- 冬季の災害発生時において、避難所における暖房等の需要に対応していくため、電源を要しない暖房器具や、燃料のほか、厳冬期を想定した資機材の備蓄に努める。
- 電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等を整備する。

指 標	現 状	目 標
緊急指定避難場所指定数	43箇所	現状維持
指定避難所指定数	33箇所	現状維持
毛布	1,180枚	1,400枚
発電機	50台	必要に応じ追加
暖房器具	88台	必要に応じ追加

1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係機関の情報共有化) **重点**

- 災害発生時、迅速かつ的確に避難・救護するため、北海道や他の市町村、防災関係機関等との情報交換、情報伝達体制について整備を推進する。
- 被災状況や避難に関する情報について、報道関係機関への情報提供をはじめ音声告知端末、緊急速報メール等、様々な広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報活動を実施するため、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る。

(住民等への情報伝達体制の強化) **重点**

- 住民に対し自主放送と音声告知端末を活用し、災害情報の伝達に努めるとともに、避難・被害状況の早期把握、気象情報などの収集により、的確な情報提供ができる体制の強化を図る。

(観光客、高齢者等の要配慮者対策) **重点**

- 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、ホテルなどの観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向けた取り組みを推進する。
- 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英語表記やピクトグラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。
- 要介護者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者の名簿の作成、避難誘導・支援に関する具体的な計画策定など、所要の対策を推進する。

(地域防災活動、防災教育の推進) **重点**

- 町及び消防組合等、防災業務に従事する職員の災害時における的確な判断力を養い、各機関が行う防災活動を円滑に進めるため、防災教育の普及徹底を図る。
- 町内各所に自主防災組織の結成を促進するとともに、地域防災に関する実践活動のリーダーの養成を通じて、地域防災力の強化に向けた取り組みを推進する。
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。

指 標	現 状	目 標
自主防災組織数	9地区	12地区
津波災害指定避難所数	24箇所	必要に応じ整備
洪水災害指定避難所数	40箇所	必要に応じ整備
高潮災害指定避難所数	28箇所	必要に応じ整備

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(物資供給等に係る連携体制の整備) **重点**

- 枝幸町地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、町、民間企業・団体等との間で連携協定を締結しているが、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。
- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政とボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進する。
- 安全で円滑な物資の供給を促進するため、道路交通ネットワーク、港湾機能の維持・継続を図る。

(非常用物資の備蓄促進) **重点**

- 食料、水、毛布などの避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難の長期化に備え、地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、近隣町村と連携しながら物資等の円滑な配備体制の整備を促進する。
- 支援制度の活用などを通じ、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取り組みを促進する。
- 家庭や企業等においては、冬期間の対応なども想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するとともに、日頃からお薬手帳や薬の管理を意識し、避難の際は持参するよう広報紙等による啓発活動を促進する。

指 標	現 状	目 標
水道事業災害時相互応援協定件数	1 件	現状維持
枝幸町地域防災計画に基づく備蓄状況	70%	100%

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化) **重点**

- 災害時における応急対策が円滑かつ効果的に実施できるよう、各防災関係機関と緊密に連携しながら、総合訓練及び個別訓練を引き続き実施していく。
- 消防職員等の災害対応力向上のために、災害対策に係る講習や医療に関する研修を実施し、総合的な人材育成の取り組みを推進する。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、北海道や他市町村などと連携した取り組みを推進する。

(災害活動等に不可欠な災害用資機材の整備)

- 災害対応能力の強化に向け、消防機関における災害用資機材等を計画的に更新・配備する。

指 標	現 状	目 標
防災訓練実施回数	未実施	年1回

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

(被災時の医療支援体制の強化) **重点**

- 災害規模に応じた適切な医療救護活動を実施するため、医師会、歯科医師団に対する派遣要請はもとより、災害急性期は北海道に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する等、災害時支援体制の強化を推進する。
- 病院施設や付随する医療機械の整備、医師をはじめとした医療従事者の確保並びに災害医療研修の充実に努め、災害時の対応力向上を図る。

(災害時における福祉的支援)

- 日頃から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿を作成する他、定期的に更新を行うとともに、名簿情報の適切な管理に努める。
- 消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関のほか、日頃から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と連携し、要配慮者に関する情報の共有を図るとともに、被災時における避難活動支援等の体制整備を推進する。

(防疫対策)

- 災害時における感染症の発生や拡大を防止するため消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、日頃より定期的な予防接種や保健相談ができる体制を図り、避難所における衛生管理など、災害時の防疫対策を推進する。

指 標		現 状	目 標
特定健診受診率		32.9% (H30)	60% (R5)
予防接種率 (麻しん・風しん)	1期	100% (H30)	100%を維持
	2期	100% (H30)	100%を維持

3. 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化) **重点**

- 災害時の拠点となる庁舎等の高い安全性の確保と災害本部としての機能強化を図るため、耐震化・老朽化対策のほか、情報通信設備や自家発電装置など、主要な機能の充実を図る。
- 災害対策本部の機能強化に向け、枝幸町地域防災計画の見直しや本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。

(行政の業務継続体制の整備) **重点**

- 災害発生時に行政サービス機能の低下を招かないよう必要最小限の人員を配置するなど、災害時における行政業務の継続体制を確保する。
- 行政情報システム機能の維持・継続を図るため、情報システムの機能維持のための取り組みを推進する。

(広域応援・受援体制の整備) **重点**

- 町内外の大規模災害における広域的な支援体制の強化に向け、応援協定の枠組みに沿って、町外自治体との広域応援・受援体制の更なる構築を図る。

指 標	現 状	目 標
災害対策本部を設置する役場 本庁舎の耐震化率	R1～R2 耐震化工事の実施	R2 耐震化工事完了

4. ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

(石油燃料供給の確保)

- 宗谷地方石油業協同組合枝幸支部並びに歌登支部及び北海道エルピーガス災害対策協議会と締結している協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料及びLPGガスが安定的に確保されるよう、協定者間による日頃からの情報共有や連携を促進する。

指 標	現 状	目 標
燃料供給に係る協定件数	2 件	現状維持

4-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備) **重点**

- 大規模災害により、農畜産物や水産物の生産体制に多大な影響を及ぼさないよう、耐震化や津波対策、老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設、漁港・港湾施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。
- 現在、農水産業は、大変厳しい経営環境の中、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、農水産業の持続的な発展につながる取り組みを効果的に推進する。

(食料品の販路拡大)

- 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、日頃から一定の生産量を確保していくことが必要であることから、高付加価値化及びブランド化の推進などによる販路拡大など、生産、加工、流通が一体となった取り組みを推進する。

(生鮮食料品の流通体制の確保)

- 災害時における生鮮食料品の安定供給体制を確保するため、鮮度維持に向けた漁港・港湾機能の強化はもとより、販路促進やブランド化の推進により、流通対策の強化を図る。

指 標	現 状	目 標
生乳生産量	56,290t	60,000t
漁獲高	46,947t	50,000t
水産加工製品生産量	31,396t	33,000t

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の防災対策) **重点**

- 災害時においても給水機能を確保するため、浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策等、計画的な整備を促進する。また、更新期を迎える施設については、今後の需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進する。

(下水道施設等の防災対策) **重点**

- 災害時においても公衆衛生環境を確保するため、計画的な施設の耐震化を進める。
- 下水道施設の老朽化による事故の発生や機能停止等を未然に防止するため、定期的に点検・調査を行い、老朽化対策を計画的に進める。

指 標	現 状	目 標
上水道普及率	100.0%	現状維持
合併浄化槽普及率	59.7%	60.7%

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備) **重点**

- 大災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、オホーツク沿岸を結ぶ国道238号線など広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、主要幹線道路と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備のほか、地域間を連結する高規格幹線道路や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を促進する。
- 国道・道道との連携や機能分担、町内地域間の連携強化等に配慮し、将来の財政的負担を踏まえ、町道の整備を計画的・効率的に進める。

(道路施設の防災対策等) **重点**

- 橋梁等道路施設の点検体制を継続し、施設等の現況の把握に努めるとともに、異常が発見され災害が発生する恐れがある場合は、道路利用者に対し情報を迅速に提供するための体制整備を図る。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、着実な対策を実施するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新・補修の適切な維持管理を実施する。
- 農林業利用を目的に整備された農林道・林道橋については、農山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、各施設の点検・診断を引き続き実施するとともに、点検結果に基づく機能保全対策を推進する。

指 標	現 状	目 標
橋梁の予防保全率	93.9% (H30 末)	100%
橋梁の点検率	100% (H30 末)	5年に1度の定期点検の維持
道路橋の長寿命化計画策定状況	H24 策定済み R1 見直し済	点検結果等により見直し
林道橋梁の予防保全率	100%	100%
林道橋梁の点検率	100%	100%
林道橋の長寿命化計画策定状況	0%	100%

5. 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(企業の業務継続体制の強化)

- 大規模災害時において、町内企業の事業の停止による町民の生活への影響を避けるため、関係機関との連携により、町内企業等における事業推進体制の継続及び中小企業等が実施する事前防災・減災のための取り組みに対する支援を推進する。

(被災企業等への金融支援)

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るため、国や北海道が実施している金融支援について普及・啓発を推進するとともに、災害時における被災企業への支援策の確保に努める。

5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

(港湾の機能強化) **重点**

- 港湾は、災害時において経済活動の継続を確保するための物流拠点として、更に緊急物資や人員などの輸送拠点として重要な役割を担うためには、船舶の大型化など物流の変化に対応した港湾整備など、港湾の機能強化を推進していく。
- 港湾の老朽化対策は、国の事業を活用しながら計画的に実施しているが、今後、老朽ストックが更に増えてくることなども想定されることから、一層の計画的整備を促進していく。

(陸路における流通拠点の機能強化)

- 災害時においても陸路における円滑な物資輸送を図るため、流通拠点の機能強化や耐災害性を高める取り組みを進める。

指 標	現 状	目 標
国直轄港湾整備事業 進捗率	53%	80%
社会資本整備総合交付金事業進捗率	0%	81%

6. 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(森林の整備・保全) **重点**

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の適正な保全管理を推進する。

指 標	現 状		目 標	
人工林面積	16,800ha		17,000ha	
森林整備【植栽・下刈・間伐】 事業量	植栽	148ha	植栽	140ha
	下刈	594ha	下刈	644ha
	間伐	573ha	間伐	688ha
担い手への農地集積率	88.4%		90.0%	

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、被災側と支援側の両面から広域的な視点に立った災害廃棄物の処理に関する体制を整備する必要があり、迅速な処理体制を構築するため「災害廃棄物処理計画」の策定を促進する。

指 標	現 状	目 標
災害廃棄物処理計画	未策定	策定 (R1)

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 大規模災害の発生により、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図るため、建設協会との協定に基づく対策を継続する。

(建設業の担い手確保)

- 減少する建設業就業者及び技能労働者について、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策を推進する。

(技術職員による応援体制)

- 北海道内の被災市町村からの土木技術職員の応援要請に対応するため、応援の仕組みの整備や情報伝達に関する訓練など行い、応援体制の強化を図る。

指 標	現 状	目 標
応急対策等防災協力協定件数	1 件	現状維持

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年（令和2年度から令和6年度まで）とする。

また、本計画は、本町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、枝幸町強靱化のスパイラルアップを図っていく。